

遠隔服薬指導の事業領域決定に伴う厚生労働省の見解とそれに対する養父市の考え

養 父 市
平成30年 7月 4日

1 事業領域決定に際して踏まえるべき関係法令等

(1) 特区法関連

- ・ 利用者の居住する場所を訪問させることが容易でない場合として厚生労働省令で定める場合（特区法第20条の5第1項第2号）
- ・ 利用者の居住する地域における薬剤師の数及び薬局の数が少なく※1、薬局と利用者の居住する場所との間の距離が相当程度長い場合※2又は通常の公共交通機関の利用が困難な場合※3（厚労省令第31条）
- ・ 薬剤師による服薬指導が対面を原則としていることに鑑み、あくまで離島や過疎地など、対面での服薬指導が困難な地域に限定※4し、これらの地域要件を外した全国展開を前提としないこと。（特区法の一部を改正する法律案に対する附帯決議）

(2) 薬務行政関連

- ・ 薬局は国民が自由に選択できるものではないなければならない。※5（「薬局業務運営ガイドライン」H5.4.30薬発第408号厚生省薬務局長通知、薬局の基本理念、薬局選択の自由の項において）

2 厚生労働省との調整事項

- ・ 距離についての見解 ※2
- ・ 薬局選択の自由の確保に対する見解 ※5

3 養父市の基本的な考え

- ・ 遠隔服薬指導については、遠隔医療やドローン等をテーマとする近未来技術実証特区の一つとして提案、法制化されたものであり、附帯決議を踏まえ全国展開を前提としないまでも、特別区域内においては出来る限り地域の実態に沿った運用をしなければ特区事業の意味をなさないと考える。
- ・ 特区事業に取り組む我々自身が「見えない規制」を作ることにならないよう努めなければならない。

4 厚生労働省のご見解とそれに対する養父市の考えのポイント

(1) 厚労省：要件を満たしているか否かは、法に則り、利用者の最寄りの薬局からの距離で判断する。

⇒ 養父市：要件は「利用者の居住する場所を訪問させることが容易でない場合」であり、利用者の自由選択に基づく、遠隔服薬の調剤オーダーがあった薬局（薬剤師）にとっての如何であって、利用者の最寄りの薬局からの距離は関係がないと考える。

(2) 厚労省：距離が相当程度長い場合であることが条件であるが、近距離を全く認めないというわけではなく、納得できるような相当な事情がある場合は考慮する。

⇒ 養父市：厚労省令によれば、薬局（薬剤師）は「薬局と利用者の居住する場所との間の距離が相当程度長い場合」以外は、服薬指導の対面原則に則り、訪問服薬指導料の加算が無く無報酬でも訪問することになる。特区法でも「訪問させることが容易でない場合」とあり薬局の過度な負担にならないように配慮する必要があると考える。

厚労省：例えば、直線距離は1キロだが、途中に崖がある、川が分断されているなどで遠回りしなければならない。極論だが1年のほとんどが雪に覆われている、海や水に囲まれているなどの場合。

⇒ 養父市：直線距離の議論は無意味。これまでの調整の中で「通常の公共交通機関の利用が困難」な地域であることは認めていただいており、距離であれば徒歩で1キロまでなら訪問に過度な負担とは言えないと考えるが、それ以上となれば移動のみで往復30分以上を要することになりとても現実的ではないと考える。